

公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務公募型プロポーザル応募要項

1 目的

本要項は、「公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務」に係る最優秀提案者（委託先候補者）を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

（１）業務名

公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務

（２）業務内容

公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務調達仕様書のとおり

（３）履行期間

契約締結の日の翌日から令和１５年３月３１日まで

（４）予算限度額

１１３，８７２千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「政令」という。）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （２）政令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （３）県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和７年山口県告示第２１４号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（令和８年山口県告示第５１号）に基づく資格審査において、システムの設計及び開発並びにシステムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Ａの等級に格付されている者であること。
- （４）この手続の開始の日から令和８年１１月１３日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- （５）この手続の開始の日から起算して過去１０年以内に、国又は地方公共団体の委託を受けて、公有財産管理、固定資産管理又は公共施設マネジメントその他これらに類する業務を支援するシステムの構築、導入又は運用保守業務を遂行した実績を有していること。

4 応募手続

応募に当たっては、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書及び参加資格確認申請書等の提出

ア 提出書類

- ①参加表明書（様式1）
- ②参加資格確認申請書（様式2）
- ③業務遂行実績証明書（様式3）
- ④提案者の概要が分かる資料（会社案内等）

イ 提出期限

令和8年10月23日（金）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 質問の受付及び回答

ア 提出書類

質問書（様式4）

イ 提出期限

令和8年10月23日（金）午後5時まで（必着）

※提出期限後の質問は、一切受け付けない。

ウ 提出方法

電子メールにより提出すること。

なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

エ 質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書の提出状況や積算に関する内容等は受け付けない。また、口頭による質問は、受け付けない。

オ 回答

質問に対する回答は、参加表明書の提出のあった全ての者に対して、電子メールにより回答する。

(3) 企画提案書等の提出

企画提案書等作成要領（別紙1）に基づき作成し、提出すること。

ア 提出書類

- ①企画提案書
- ②機能要件確認一覧表（様式5）
- ③参考見積書

イ 提出部数

紙媒体7部（正本1部、副本6部）

ウ 提出期限

令和8年11月13日（金）午後5時まで（必着）

エ 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とすること。

5 プレゼンテーション（提案内容の説明）の実施

企画提案書の提出者に対し、次のとおりプレゼンテーション形式の審査を実施する。

（１）実施時期

令和８年１１月下旬（詳細は、企画提案書の提出者に別途通知する）

（２）実施方法

プレゼンテーションの内容は、企画提案書の説明（補足説明含む）、システムのデモンストレーション及び審査委員からの質疑に対する回答とする。

所要時間は５０分以内とし、うち質疑応答は１５分程度を予定している。

なお、モニター（HDMI ケーブル）は県において準備する。

6 審査

（１）審査方法及び最優秀提案者の決定方法

ア 公共施設台帳管理システム構築及び運用保守業務審査委員会において、予算限度額の範囲内で提案された内容（プレゼンテーションを含む）について審査を行う。

ただし、機能要件確認一覧表（様式５）の必須区分について、１項目でも「×（対応不可）」とした者は失格とし、企画提案書の審査は行わない。

なお、提案者が１者の場合であっても、審査を行うものとする。

イ 審査項目、評価の観点及び配点は、別表「審査基準」のとおりとし、各審査委員が価格評価（審査項目６（１））を除く審査項目について採点した得点の合計に、別表「審査基準」に定める算式により算出した価格評価点に審査委員数を乗じて得た点数を加えたものを総得点とする。

審査において総得点が最も高い者を最優秀提案者として選定する。

ただし、総得点が総配点の６０％に満たない場合は、最優秀提案者として選定しない。

ウ 総得点が最も高い者が２者以上ある場合は、「審査基準」における「２ システム機能」の得点が最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、「２ システム機能」の得点も同点の場合は、「３ 公有財産台帳の電子化・データ移行」の得点が最も高い者を最優秀提案者とする。

それでもなお同点の場合は、審査委員による多数決により決定する。

（２）審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

7 契約

（１）最優秀提案者として選定された者と速やかに契約締結の協議を行い、見積書を徴して、契約書（案）（別紙２）に基づき契約を締結する。この協議には、仕様書及び企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容変更の協議も含む。

（２）最優秀提案者との協議が不調となった場合は、次点の提案者と契約締結の協議を行う。

8 苦情申し立てに関する事項

本調達については、不測の事態が生じた場合及び山口県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合、契約の締結又は契約の執行を停止する場合があります。

本調達に関し、政府調達に関する協定に違反する行為があったと認めるときは、調達契約に係る苦情処理手続要綱（平成27年山口県公告第77号）に基づき、山口県政府調達苦情検討委員会に苦情を申し立てることができる。

9 その他留意事項

- (1) 企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は原則返却しない。また、提出書類の訂正、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものに係る責任は、全て提案者が負うものとする。
- (4) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は失格となるので、注意すること。
 - ア 提出書類が期限までに提出されなかった場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ この要項に違反すると認められる場合
 - オ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

10 提出先及び問い合わせ先

山口県総務部 管財課 施設マネジメント推進班 担当：伊藤、柏村

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL : 083-933-2216

FAX : 083-933-2269

E-Mail : a10600@pref.yamaguchi.lg.jp

別表「審査基準」

審査項目	評価の観点	配点	小計
1 業務目的の理解	県の課題を正しく理解し、その解決方法を具体的に示しているか。	5	5
2 システム機能			
(1)業務適合性	公有財産管理や施設マネジメント業務を正確・効率的に行える機能が備わっているか。	5	3 0
(2)機能の有効性	施設情報の管理や分析、保全計画作成などにより、施設運営の改善に役立つものか。	1 0	
(3)要望機能への対応	要望された機能をどの程度実現し、将来の変更や拡張にも対応しやすいものか。	1 0	
(4)操作性・利便性	画面や検索機能など操作が容易で、利用者の負担軽減や業務効率化につながるか。	5	
3 公有財産台帳の電子化・データ移行			
(1)移行計画の妥当性	紙媒体の電子化・既存データ移行の方法や体制、スケジュールが具体的で実現可能か。	1 0	2 0
(2)データ品質の確保	移行後のデータの正確性や漏れ・不整合防止策が十分図られ、品質が確保されるか。	5	
(3)リスク対応力	電子化・データ移行作業等に発生し得るトラブルを想定し、防止策や対応策が準備されるか。	5	
4 実施体制・プロジェクト管理			
(1)実施体制	必要な人員・経験者の配置、支援体制の構築など、確実に業務を進められる体制か。	5	1 0
(2)プロジェクト管理	進捗・品質・課題管理やリスク対応が具体的で、計画的に進められるか。	5	
5 システムの安定性・安全性			
(1)システムの安定性・運用保守体制	安定稼働の仕組みが構築され、障害対応・保守サポート体制が十分なものとなるか。	5	1 5
(2)セキュリティ対策	情報漏えいや不正アクセスを防ぐ対策が適切か。	5	
(3)サービス品質(SLA)	稼働率や障害対応時間などのサービス水準が明確で実現可能か。	5	
6 価格・長期的なコスト低減策			

審査項目	評価の観点	配点	小計
(1) 提案価格	導入から運用までを含めた契約期間の総費用が適正で経済的か。 価格評価点＝（最低提案価格／提案価格）× 5 点 （小数第 2 位を四捨五入し、小数第 1 位まで求める）	5	1 0
(2) 長期的なコスト低減策（TCO）	将来の保守・改修を含めて継続的にコストを抑えられるか。	5	
7 追加提案・業務改善提案	要件以上の提案により、業務改善や利便性向上などの付加価値が期待できるか。	1 0	1 0
合 計		1 0 0	